

(仮称) 横須賀火力発電所新 1・2号機建設計画に係る準備書に対する
環境大臣意見 (概要)

- ・パリ協定に基づき、2030年や2050年といった特定の時点の排出量のみならず、これに向けた温室効果ガス削減を継続的にしっかりと進めていく必要がある。
- ・諸外国においては、官民間問わず石炭火力発電及びそれからの排出を抑制する流れがある。民間でも大手金融機関が続々と石炭火力からのダイベストメントを決めている。
- ・国際エネルギー機関 (IEA)、国連環境計画 (UNEP) 等、国際機関の報告書等において、パリ協定の目標達成のためには石炭火力の段階的廃止が必要等との指摘がある。
- ・我が国において、石炭火力発電所の新設・増設計画が多数存在し、我が国の削減目標達成に深刻な支障を来すことが懸念される。
- ・エネルギー基本計画 (平成 30 年 7 月閣議決定) においても、石炭火力は今後、高効率化・次世代化を推進するとともに、非効率石炭火力のフェードアウトに取り組む等とされた。
- ・本事業の追加的な CO₂ 排出量は年間 726 万トン程度にも及ぶことから、環境保全面から極めて高い事業リスクを伴うもの。
- ・本事業者においては、2030 年までに省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標を達成する見通しとしており、CCS の導入等について積極的に取り組む等、CO₂ の削減に向けて積極的に取り組む姿勢を見せている。
- ・しかし、世界の潮流に逆行するような地球温暖化対策が不十分な石炭火力発電は、是認できなくなるおそれもあり、石炭火力発電に係る環境保全面からの事業リスクが極めて高いことを改めて強く自覚し、2030 年度及びそれ以降に向けた本事業に係る CO₂ 排出削減の取組への対応の道筋が描けない場合には、事業実施を再検討することを含め、あらゆる選択肢を勘案して検討することが重要である。

【対経済産業省】

- ・ベンチマーク指標の目標を確実に遵守させること。
- ・自主的枠組みの実効性・透明性の向上、参加事業者の拡大、PDCA の評価基準の明確化、電力レビューにおいて疑問を呈している 2030 年度目標達成に向けた PDCA の実効性の確保、省エネ法及び高度化法の指導・助言、勧告・命令を含めた適切な運用、CCS 導入に向けた一層の取組の推進等を行うこと。

○総論

- ・石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。
- ・国内外の状況を踏まえた対応の道筋を描くことにより、本事業を実施する場合には、ベンチマーク指標の目標を確実に達成するとともに、事業者全体として、所有する低効率の火力発電所の休廃止・稼働抑制など、2030年以降に向けて、更なるCO₂排出削減を実現する見通しをもって、計画的に実施すること。
- ・本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、CO₂の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

○各論

- ・最新のBAT（B）の高効率の発電設備を導入することから、当該発電設備の運用等を通じて送電熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ・省エネ法に基づくベンチマーク指標の2030年度目標達成に向けた確実な遵守及び達成状況の毎年度公表など必要な対応を図ること。同指標の目標が達成できないと判断した場合には、事業の見直しを検討すること。
- ・木質バイオマス混焼については、国際的な森林認証を得た材料の調達等により違法な森林伐採等を回避するとともに、燃料調達段階におけるCO₂排出量の把握を継続する等総合的な評価を実施した上で、当該排出の低減に最大限努めること。
- ・発電した電力は、自主的枠組み参加事業者に供給し、確実にCO₂排出削減に取り組むこと。
- ・本事業によるCO₂排出量を毎年度適切に把握すること。
- ・2030年までにCCS導入を検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討すること。その上で、本発電所について、CO₂分離回収設備の実用化に向けた技術開発等、所要の検討を継続的に行うこと。
- ・パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略など地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、必要な措置を講ずること。
- ・その他、大気環境、水環境及び廃棄物に係る適切な環境保全措置の検討等を求める。